

審判関係手続で使用する主な様式番号一覧

様式については、e-Gov法令検索（<https://elaws.e-gov.go.jp/>）の各法施行規則をご参照ください。

<https://elaws.e-gov.go.jp/>

四法	審判種別	様式番号	書類名	説明	条文	施行規則
特	不服	2	期間延長請求書	指定期間の延長を請求するときに使います。	特§4、§5①②③（意§68①、商§77①において準用）	特§4の2(意§19①、商§22①において準用)
特	当事者系・異議	3	期間延長（期日変更）請求書	指定期間の延長を請求するときに使います。	特§4、§5①②③（意§68①、商§77①において準用）	特§4の2(意§19①、商§22①において準用)
特	不服	4	代表者選定届	代表者を定めて届け出るときに使います。	特§14ただし書（意§68②、商§77②において準用）	特§8(意§19①、商§22①において準用)
特	当事者系・異議	5	代表者選定届	代表者を定めて届け出るときに使います。	特§14ただし書（意§68②、商§77②において準用）	特§8(意§19①、商§22①において準用)
特	当事者系・異議	6	氏名（名称）変更届	氏名（名称）を変更したときに使います。	－	特§9(意§19①、商§22①において準用)
特	当事者系・異議	7	住所変更届	住所を変更したときに使います	－	特§9(意§19①、商§22①において準用)
特	不服	9	代理人選任届（代理人変更届、代理権変更届、代理権消滅届、復代理人選任届、復代理人変更届、副代理権変更届、副代理権消滅届）	代理人関係を届け出るときに使います。	－	特§9の2(意§19①、商§22①において準用)
特	当事者系・異議	10	代理人選任届（代理人変更届、代理権変更届、代理権消滅届、復代理人選任届、復代理人変更届、副代理権変更届、副代理権消滅届）	代理人関係を届け出るときに使います。	－	特§9の2(意§19①、商§22①において準用)
特	不服	11	代理人受任届（復代理人受任届、代理人辞任届、復代理人辞任届）	代理人が受任・辞任を届け出るときに使います。	－	特§9の2(意§19①、商§22①において準用)
特	当事者系・異議	12	代理人受任届（復代理人受任届、代理人辞任届、復代理人辞任届）	代理人が受任・辞任を届け出るときに使います。	－	特§9の2(意§19①、商§22①において準用)
特	不服	13	手続補正書	手続書類の補正をするときに使います。	特§17	特§11
特	当事者系・異議	14	手続補正書	手続書類の補正をするときに使います。	特§17	特§11
特	当事者系・異議	15	手数料補正書	手数料を補正するときに使います。	特§133②	特§11
特	不服	15の2	誤訳訂正書	外国語書面出願であって、誤訳の訂正を目的にした補正をするときに使います。	特§17の2	特§11
特	不服	15の4	弁明書	不適法な手続に対する却下理由通知について、弁明するときに使います。	特§18の2、§133の2②（意§68②、§52、商§77②、§56において準用）	特§11の4（意§19、商§22①において準用）
特	当事者系・異議	15の5	弁明書	不適法な手続に対する却下理由通知について、弁明するときに使います。	特§18の2、§133の2②（意§68②、§52、商§77②、§56において準	特§11の4（意§19、商§22において準用）
特	不服	16	受継申立書	手続を受継するときに使います。	特§22、§23（意§68②、商§77②において準用	特§11の5（意§19、商§22①において準用）
特	当事者系・異議	17	受継申立書	手続を受継するときに使います。	特§22、§23（意§68②、商§77②において準用	特§11の5（意§19、商§22①において準用）
特	不服	18	出願人名義変更届	権利が設定登録される前までに権利の承継を届け出るときに使います。	特§34④、⑤（意§15②、商§13②において準用）	特§12（意§19において準用）

四法	審判種別	様式番号	書類名	説明	条文	施行規則
特	不服	20	刊行物等提出書	情報提供のために刊行物等を提出するときに使います。	－	特 § 13の2、 § 13の3
特	不服	22	物件提出書	物件を提出するときに使います。	特 § 134④（特 § 71③、 § 120の8①（ § 174①において準用を含む） 、 § 174②～④において準用を含む） 、（意 § 52、商 § 56において準用）	特 § 14②（意 § 19①、商 § 22①において準用） 、 § 27の5、 § 38の13の2
特	当事者系・異議	23	物件提出書	物件を提出するときに使います。	§ 134④（特 § 71③、 § 120の8①（ § 174①において準用を含む） 、 § 174②～④において準用を含む） 、（意 § 52、商 § 56において準用）	特 § 14②（意 § 19①、商 § 22において準用）
特	不服	48	意見書	拒絶理由通知に対して意見書を提出するときに使います	特50	特32
特	判定	57	判定請求書	判定を請求するときに使います。	特71①、意25①、商28①（商68③において準用を含む）	特 § 39（意19⑤、商22④において準用）
特	異議	61の2	特許異議申立書	特許異議申立てを行うときに使います。	特115①	特 § 45の2
特	異議	61の3	意見書	特許異議申立事件において、取消理由通知や訂正拒絶理由通知に対して意見書を提出するときに使います。	特120の5①⑥	特 § 45の3①
特	異議	61の4	訂正請求書	特許異議申立事件において、取消理由通知に対して訂正を請求するときに使います	特 § 120の5②	特 § 45の3②
特	異議	61の5	意見書	異議申立人が特許権者の訂正請求に対して意見書を提出する機会が与えられたときに使います。	特120の5⑤	特 § 45の3③
特	不服	61の6	審判請求書	拒絶不服審判を請求するときに使います。	特131	特 § 46①
特	当事者系	62	審判請求書	拒絶不服審判以外の審判を請求するときに使います。	特131	特 § 46①
特	当事者系	63	審判事件答弁書	審判請求がされたときや請求書の補正に対して答弁書を提出する機会を与えられたときに使います。	特 § 134①（意52、商 § 56①において準用） ②（意52において準用）	特 § 47①（意 § 19⑧、商 § 22⑥において準用） 、 47の2（意 § 19⑧、商 § 22⑥において準用）
特	無効	63の2	訂正請求書	特許無効審判の被請求人が指定された期間内に願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するときに使います。	特 § 134の2①、特 § 131③（120の5⑨、134の2⑨において準用を含む） 、 126③（120の5⑨において準用する場合は120の5③④、134の2⑨において準用する場合は同条②③） 、 126④（120の5⑨、134の2⑨において準用を含む）	特 § 46の2、 47②
特	当事者系	63の3	意見書	訂正請求及び訂正審判の請求が訂正要件に適合しないとされたとき、申立又は職権で証拠調又は証拠保全がされたとき、当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したときにおいて、審判長から意見書を提出する機会を与えられたときに使います。	特 § 134の2⑤、 § 150⑤（意 § 52、商 § 56①） 、 § 153②（意 § 52、商 § 56①） 、 § 165	特 § 47③④（意 § 19⑧、商 § 22⑥において準用）
特	当事者系	63の4	弁駁書	審判長から弁駁書の提出を求められたときに使います。	－	特 § 47の3（意 § 19⑧、商 § 22⑥において準用）
特	当事者系	63の5	同意回答書	無効審判の請求の理由の補正について、被請求人が同意するかの回答を求められたときに使います。	特 § 131の2②二（意 § 52において準用）	特 § 47の4（意 § 19⑧において準用）
特	無効	63の6	訂正請求申立書	特許無効審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る）取消しの判決があった場合における訂正の請求をする場合に使います。	特 § 134の3	特 § 47の6
特	全部	64	除斥（忌避）申立書	除斥又は忌避を申し立てるときに使います。	特 § § 142（特 § 116、意 § 52、商 § 56①）	特 § 48の2（意 § 19⑧、商 § 22⑤⑥において準用）
特	当事者系	64の2	審理の方式の申立書	審理の方式（書面審理・口頭審理）を申し立てるときに使います。	特145①ただし書、②ただし書（意 § 52、商 § 56①）	特 § 48の3①（意 § 19⑧、商 § 22⑤において準用）
特	不服	64の3	口頭審理申立書	拒絶不服審判について、口頭審理を申し立てるときに使います。	特145②ただし書（意 § 52、商 § 56①）	特 § 48の3②（意 § 19⑧、商 § 22⑤において準用）

四法	審判種別	様式番号	書類名	説明	条文	施行規則
特	当事者系・異議	65	参加申請書	参加を申請するときに使います。	特\$149①（特\$119、意\$52、商\$56①において準用）	特\$49条（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	不服	65の2	証拠説明書	証拠説明書を作成するときに使います。	—	特\$50（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系・異議	65の3	証拠説明書	証拠説明書を作成するときに使います。	—	特\$50（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	不服	65の4	請求取下書	審判請求を取り下げるときに使います。	特\$155①（意\$52、商\$56①において準用）	特\$50の2（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系・異議	65の5	請求取下書	審判請求を取り下げるときに使います。	特\$155①（意\$52、商\$56①において準用）	特\$50の2（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系	審判便覧 43-02	承諾書	無効審判、商標取消審判において、答弁書提出後に審判請求を取り下げる場合は相手方の承諾が必要です。	特\$155②、意\$52、商\$56①において準用）	特\$6（意\$19⑧、商\$22①において準用）
特	無効	65の5の2	訂正請求取下書	訂正の請求を取り下げるときに使います。	特\$134の2⑦	特\$50の2の2
特	不服	65の6	審理再開申立書	審理の再開の申立てをするときに使います。	特\$156③（意\$52、商\$56①において準用）	特50の3（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系	65の7	審理再開申立書	審理の再開の申立てをするときに使います。	特\$156③（意\$52、商\$56①において準用）	特50の3（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	無効・延長 登録無効・判定	65の8	営業秘密の申出書	営業秘密を申し出るときに使います。	特\$186④二（意\$63①五、商\$72①一において準用）、四、意\$63①三、商\$72①二において準用）	特\$50の14（特\$40（意\$19⑤、商22④において準用））（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	不服	65の9	口頭審理陳述要領書	口頭審理において陳述する事項の要領を記載した書面の提出を求められたときに使います。	—	特\$51（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系	65の10	口頭審理陳述要領書	口頭審理において陳述する事項の要領を記載した書面の提出を求められたときに使います。	—	特\$51（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	不服	65の11	証拠申出書	証拠を申し出るときに使います	特\$150（特\$120、意\$52、商\$56において準用）	特\$57の3（意\$19⑧、商\$22⑥において準用）
特	当事者系・異議	65の12	証拠申出書	証拠を申し出るときに使います	特\$150（特\$120、意\$52、商\$56において準用）	特\$57の3（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	不服	65の13	証人尋問申出書	証人尋問の申出をするときに使います。	—	特\$58（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系・異議	65の14	証人尋問申出書	証人尋問の申出をするときに使います。	—	特\$58（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	不服	65の15	尋問事項書	証人尋問の申出をするときに同時に提出します。	—	特\$58の2（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系・異議	65の16	尋問事項書	証人尋問の申出をするときに同時に提出します。	—	特\$58の2（意\$19⑧、商\$22⑥において準用）
特	不服	65の17	回答希望事項記載書面	証人の尋問に代えて書面尋問を行うときに、回答を希望する事項を記載した書面の提出を求められたときに使います。	特\$151において準用する民訴\$278（特\$120、意\$52、商\$56において準用）	特\$58の17（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系・異議	65の18	回答希望事項記載書面	証人の尋問に代えて書面尋問を行うときに、回答を希望する事項を記載した書面の提出を求められたときに使います。	特\$151において準用する民訴\$278（特\$120、意\$52、商\$56において準用）	特\$58の17（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	不服	65の19	鑑定の申出書	鑑定（特別の学識経験に基づき審判廷において意見を述べる第三者である鑑定人を証拠方法とする）を申し出るときに使います。	—	特\$60（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系・異議	65の20	鑑定の申出書	鑑定（特別の学識経験に基づき審判廷において意見を述べる第三者である鑑定人を証拠方法とする）を申し出るときに使います。	—	特\$60（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	不服	65の21	鑑定事項書	鑑定を申し出るときに同時に提出します。	—	特\$60（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系・異議	65の22	鑑定事項書	鑑定を申し出るときに同時に提出します。	—	特\$60（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	不服	65の23	録音テープ等の内容説明書	録音テープ等の内容を説明した書面の提出を求められたときに使います。	—	特\$61の11（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）
特	当事者系・異議	65の24	録音テープ等の内容説明書	録音テープ等の内容を説明した書面の提出を求められたときに使います。	—	特\$61の11（意\$19⑧、商\$22⑤⑥において準用）

四法	審判種別	様式番号	書類名	説明	条文	施行規則
特	不服	65の25	検証申出書	検証の申出をするときに使います。	特 § 151において準用する民訴 § 232①（特 § 120、意 § 52、商 § 56において準用）	特 § 62（意 § 19⑧、商 § 22⑤⑥において準用）
特	当事者系・異議	65の26	検証申出書	検証の申出をするときに使います。	特 § 151において準用する民訴 § 232①（特 § 120、意 § 52、商 § 56において準用）	特 § 62（意 § 19⑧、商 § 22⑤⑥において準用）
特	当事者系・異議	66	証拠保全申立書	証拠保全の申立てをするときに使います。	特 § 150、 § 151において準用する民訴 § 234（特 § 120、意 § 52、商 § 56において準用）	特 § 64（意 § 19⑧、商 § 22⑤⑥において準用）
特	全て	75	既納手数料返還請求書	過誤納の手数料の返還を請求するときに使います。	特 § 195⑪	特 § 78
意	不服	10	秘密意匠期間変更請求書	秘密にすることを請求した期間の延長又は短縮を請求するときに使います。	意 § 14③	意 § 11
意	不服	11	意見書	拒絶理由通知に対して意見書を提出するときに使います	意 § 19において準用する特 § 50	意 § 13①
意	不服	12	審判請求書	拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を請求するときに使います。	意 § 52において準用する特 § 131①	意 § 14
意	当事者系	13	審判請求書	拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判以外の審判を請求するときに使います。	意 § 52において準用する特 § 131①	意 § 14
意	不服	14	手続補正書	手続書類の補正をするときに使います。	意 § 60の24	意 § 15
意	当事者系	15	手続補正書	手続書類の補正をするときに使います。	意 § 60の24	意 § 15
意	当事者系	16	手数料補正書	手数料を補正するときに使います。	意 § 58の2において準用する特 § 133②	意 § 15
意	全て	21	既納手数料返還請求書	過誤納の手数料の返還を請求するときに使います。	意 § 67⑦	意 § 18の4
商	不服	11	出願人名義変更届	権利が設定登録される前までに権利の承継を届け出るときに使います。	商 § 13②において準用する特 § 34④⑤	商 § 9
商	不服	11の3	意見書	拒絶理由通知に対して意見書を提出するときに使います	商 § 15の2（ § 68②において準用する場合を含む）、 § 15の3（商 § 55の2①において準用）	商 § 9の5
商	異議	13	商標登録異議申立書	登録異議の申立てをするときに使います。	商 § 43の4①（ § 68④において準用する場合を含む）	商 § 12
商	異議	14	意見書	商標登録異議申立てにおいて、取消理由通知に対して意見書を提出するときに使います。	商 § 43の12（ § 68④において準用する場合を含む）	商 § 13
商	不服	14の2	審判請求書	拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を請求するときに使います。	商 § 56①において準用する特 § 131①	商 § 14
商	当事者系	15	審判請求書	拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判以外の審判を請求するときに使います。	商 § 56①において準用する特 § 131①	商 § 14
商	不服	15の2	手続補正書	手続書類の補正をするときに使います。	商 § 68の40、（国際商標登録出願） § 68の28	商 § 16
商	当事者系・異議	16	手続補正書	手続書類の補正をするときに使います。	商 § 68の40、（国際商標登録出願） § 68の28	商 § 16
商	不服	20	刊行物等提出書	情報提供のために刊行物等を提出するときに使います。	—	商 § 19
商	全て	23	既納手数料返還請求書	過誤納の手数料の返還を請求するときに使います。	商 § 76⑦	商 § 18の4